

## 府議付議事案書

開催・令和3年 7月 21日

所管部課	都市建設部土木課	部長	田辺 康弘	
件 名	市道路線の一部廃止について（市道第1203号線）			
		区分	○ 1審議事項	2報告事項
関係事項	条例規則 道路法第10条第1項及び第3項			
部課機関				

## 1. 要旨

市道の隣接土地所有者から道路の一部について、「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出され、通り抜け道路であるが、通行者の利用がなく、直近に通行ができる市道があり、廃止による通行の影響はないことから、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線の一部廃止を行うため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。

## (1) 路線概要

路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	一部廃止区間
市道 第1203号線	旧 東大和市向原 6丁目 1259番2先	東大和市向原 6丁目 1245番44先	1.82	44.23	延長 12.95m
	新 東大和市向原 6丁目 1259番11先	東大和市向原 6丁目 1245番44先	1.82	31.28	面積 23.57 m <sup>2</sup>

当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第2号（路線の廃止条件）に適合する。

## (2) 影響と効果

一部廃止することにより、維持管理する区間が減少するとともに、売り払いにより市の収入増となる。

## 2. 経過（現時点に至るまでの経過）

令和3年 7月 2日 「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出される。

## 3. 留意事項（問題点等）

市道第393号線との重複部分も廃止するが、廃道箇所は市道第393号線の道路としてそのまま残る。

## 4. 主管部処理案（検討結果等）

令和3年第3回市議会定例会に、議案を提出したい。

## 5. 審議結果

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。